

平成30年度第2回教育課程編成委員会 議事録

【日時】平成30年10月27日（土）14:00～15:20

【会場】こころ医療福祉専門学校 3階 講堂

【委員】出席：志岐浩二，西原美由子（松尾峯子代理），松本修，石原義大
諸岡辰巳，川崎和幸，谷川幸太，下村雅樹
藤原善行，藤村幸一，田川祐治，野口大樹，川口進一朗，高島恵理子
開友香，古里尚也，松尾和香，中野仁，近藤和史，松川征平，廣瀬佑
欠席：大木田治夫，有村俊男，松尾峯子，中嶋孝行，沖永さとみ

（敬称略）

1 開会の辞（司会 副校長 藤村幸一）

本会の開会目的の説明を行う。

2 委員の紹介（司会 副校長 藤村幸一）

各委員の紹介を行う。

3 校長挨拶（校長 藤原善行）

- （1）平成30年度前期の反省
- （2）平成30年度後期に向けて
- （3）平成31年度の取組について

4 理学療法科

（1）現状報告（古里）

ア 訪問リハビリテーションについて

大木田委員の長崎北病院では，訪問リハビリテーションの拡充を行いたいとのことだった。本校は，福祉住環境コーディネーターの資格を在学中に取得できる授業システムであることを説明した。

イ リスク管理に関する研修について

長崎北病院では喀痰吸引，救急救命の研修を新人に対して行っていると聞いた。本校でも，授業内で喀痰吸引の講義と救急救命に対する研修を行っている。

ウ 臨床実習指導者講習会について

2021年4月から、各臨床実習施設で実習生を受け入れるためには、臨床実習指導者講習会を受講した理学療法士を実習指導者として配置しなければならない。

臨床実習指導者講習会の受講方法については、日本理学療法士協会が現在、協議しており、その結果、長崎県理学療法士協会からも具体的な取り組みと方針が示される予定だ。必要時間数は、2日間で16時間以上ということではほぼ決まっている。

実習受け入れ施設の代表に受けていただく必要があるので、学校としても早急に対応していく必要がある。

(2) 委員意見

ア 志岐委員

指定規則の変更により、中央研修会で臨床実習指導者講習会が開催される。長崎県では、代表者の数が各年度10名選抜され、2019年度、2020年度で各10名、割り当てられている。その10名は、長崎県理学療法士会で人選される。選ばれた10名は、中央研修会を受け、その結果を伝達講習するという形式だが、それで実習指導者として資格を取得できるかどうかの問題点としてあげられている。

臨床実習指導者講習会を行う1つの方法としては、学校側が行っているバイザー会議を16時間にして、そこで中央研修受講者が講師として講習会を実施することで、臨床実習指導者講習会の修了者を養成することができるのではないか。

2021年の改正後、臨床実習指導者講習会の6時間分は、臨床実習指導者方法論を実施し、残りの10時間は何らかの科目で補填される予定だ。

(藤村) 臨床実習指導者講習会の要件の変更にはどのような狙いがあるのか。

(志岐) 理学療法士会には、新人教育の際に、今までのレポート中心のやり方から実践力を身に付けるやり方に変更する狙いがある。マンツーマンもしくは1対2までの形式で、1人の先生に対して2名までの実習生がついて、見学及び実習を行うということが目標だ。実践力養成のためのカリキュラム変更と思っていただいてよい。

- (藤村) 臨床実習指導者講習会の変更に伴い、学校側の教育方法や取り組み方も変わっていかねばならないと思うが、求められるものはどのようなものか。
- (志岐) 実習指導のチェックリストがあり、それに沿って学生にしっかりと取り組ませることが重要となる。また、学生が、卒業後に理学療法士の先輩がいない小規模施設に就職する場合には、学校側が新人教育などのフォローをしてほしい。
- (古里) クリニカルクラークシップで本校の実習形態が進んでいる。学校側としては、実習に出す前に学生の評価を実施して、その学生の実力がどの程度あるかを見極め、実習指導者と共有したい。それを可能とするカリキュラムの見直しを検討中である。

5 介護福祉科

(1) 現状報告 (松尾)

ア 授業に関して

現在、専任教員が対応している科目が多い。卒業生の活躍の場の拡大という点を含めて、現場への講師依頼が必要だと思っている。本校には、卒業生が講師を行っている学科もあるが、介護福祉科は道筋ができていない状況である。

イ 実習評価表について

西原様より実習評価表の細やかな記載欄と点数化が必要ではないかとのアドバイスを頂いた。

ウ 2年生の学力について

2年生の実習明けの模試の点数が低かった。その日から補講を開始し、来月から、校内で業者模試を実施する予定である。今後、学校外で実施される模試にも学生を参加させ、昨年度よりも合格率が向上するように対応する。

(2) 委員意見 (西原委員)

ア 授業担当について

教科書にそった授業、理想とした介護福祉士の在り方を伝える授業はもちろん大切だが、現場に直接携わっている職員の授業は、リアルな話を聞くことができ、学生にとって良いのではないかと思う。現場では、予想外の出来事もたくさんあるので、それらの体験談を聞いて、学生自ら考える機会を増やしてほしい。

イ 実習評価表について

4段階評価では、漠然としていて、施設によって尺度も異なるので、同じレベルの学生でも、評価に差が出てくるのではないだろうか。より細かい項目に変更したほうが、的確に評価ができると思う。

(藤村) 現在、介護福祉科では、実習評価表の改善に向けて着手しているのか。

(松尾) 具体的には着手までは至っていないが、学科内で検討が必要だと感じている。他校の評価表を参考にしながら本校のものを作成していきたい。

6 スポーツ系科，柔道整復科

(1) 現状報告 (中野)

ア 本校主催の臨床実習指導者講習会について

カリキュラムの大幅な改定の最大の懸案事項は、臨床実習施設の確保と臨床実習指導者講習会の実施。この2つが急務であった。

9月22日、23日に本学園が独自に、臨床実習指導者講習会を開催した。前例がなく、雲を掴む思いで実行したが、講習会には35名の参加をいただき、厚生労働省から示されていた受講内容を忠実に実行できたのではないかと思う。次回はもっと充実した講習会を行えるようこれからも委員の先生方の御意見を頂きたい。

イ 就職活動に関して

10月21日開催の合同就職説明会については、46名の柔道整復科、健康鍼灸科の学生を集めることができた。柔道整復科からは24名が参加し、就職活動を開始している。早いうちに内定をいただけるように各学生が意識を高めて就職活動を行っている。早めに内定を頂いて、就職活動を早く終わらせ、国家試験に集中することは、重要である。

(2) 委員意見

ア 松本委員

今回、長崎県柔道整復師会を通して臨床実習指導者講習会に参加することができなかったが、石原先生などの長崎県柔道整復師会の先生方が何名かいて、さらに卒業生の活躍の場を考えると、仕方がなかったと思う。今後、臨床実習指導者講習会の開催の際には、一番に声をかけてもらいたい。当会にも人材を教育していきたいと思っている先生方が多いので、臨床実習指導者講習会には参加してほしい。

就職に関しては、長崎県柔道整復師会の方は、個人で行っている先生が多いので、

協力できない点も多いとは思うが、学生には、卒業後、学校で学んだことを活かして、柔道整復師として活躍してほしい。

イ 石原委員

臨床実習指導者講習会に参加させていただいた。

実習に来る学生に対して、最初は人として基本的である挨拶、掃除などを確実にできるように指導して、人として育てたい。これからも学校の皆さんや地域と連携していきたいと考えている

(中野) 臨床実習指導者講習会については、内容を吟味して先生方の意見を取り入れながら良い講習会を実施していきたい。

臨床実習施設を確保するためには、参加していただく先生方に確実に御連絡し、次回は、長崎県柔道整復師会の先生方にも協力を得て、さらに充実した臨床実習指導者講習会を実施していきたい。

7 スポーツ鍼灸科，健康鍼灸科

(1) 現状報告 (近藤)

ア 臨床実習指導者講習会について

9月に臨床実習指導者講習会を本校にて行った。現在、参加していただいた先生方が所属している治療院へ、臨床実習施設として必要な書類を送っている。来年度より本格的に臨床実習が開始されるので、これからも先生方に意見をいただきたい。また、介護福祉科で、実習評価表の件が取り上げられていたが、他の学科の意見も取り入れて、臨床実習をよりよいものにしていきたい。

イ 卒業生の開業について

昨年から今年にかけて卒業生の開業が増えている。柔整の方で、開業に関して変更があり、実務経験がないと管理柔整師になることができない。鍼灸もいずれはそうなるかもしれないと危惧した柔整、鍼灸の両方の資格を持つ卒業生が、現在、立て続けに開業している。

そのような状況の中で、職業倫理の授業を行っていかねばならないが、教員の立場では、施術所の開設の詳しい手続きや、保険の請求、受領委任に関する体験談など十分に伝えることができないので、経験のある現場の先生方に授業を行ってもらえないか相談をしている。

来年度から、本格的に新カリキュラムの臨床実習が始まるので、これからも先生方には密なアドバイスをよろしくお願ひしたい。

(2) 委員意見

ア 諸岡委員

10月1日から、鍼灸の保険、治療費の取り扱いに必要な同意書の有効期間が3ヶ月から6ヶ月となった。有効期間は延びたが、治療継続の際に必要な再同意の時に、今までは、口頭確認が可能であったが、今後、同意書の添付が必須となった。その影響で、治療費の取り扱いが困難になるかスムーズに行くかはまだ分からない状況である。また、再同意を受ける際に、施術報告書を医者へ提出することが義務付けられるが、これは医療機関との連携を密にするという目的がある。

2019年1月1日から受領委任制度が始まる。この制度で、治療や治療費の受け取りの責任の所在がより明確となる。

受領委任制度では、領収書と明細書を発行し、委任を受ける際には、病院へ申請書を発行する。治療内容、回数、金額を確認して受領委任を実施する制度となる。厚生労働省の案内からは、鍼灸を保険に取り入れようという意思が見える。これからどう動くかわからないが、良い方向に動くのではないだろうかと考える。

イ 谷川委員

私の鍼灸院は時津町にあるが、各自治体によって助成金が下りることがある。患者様の中には知らない人もいるため、アピールしていきたい。

ウ 川崎委員

臨床実習指導者講習会に参加させていただいて、受入側としては、責任の重さを感じた。学生に、鍼灸師としてやっていきたいと思ってもらえるような臨床実習を行ってきたい。

現在、訪問鍼灸を行っているが、同意書の仕組みが10月から変更になり、医師に書いてもらいにくくなっていると聞いている。これからは、今まで以上に医師との結びつきが大切になってくるのではないかと思う。

そういう意味でも、信頼される鍼灸師になってもらうための心構え等を臨床実習の場で伝えていきたいと思っている。

(近藤) 掃除や挨拶など、学校で教える以外のことや、鍼灸師としての未来像を見せていただけたら、学生も具体的に目標を立てやすくなると思う。臨床実習は先生方にとって大きな負担になると思うが、学生にはプラスのものとなると思う。これからもよろしく願います。

(川崎) 訪問鍼灸の場では、訪問リハビリや訪問看護を受けている患者様が多い。担当者会議を行い、多職種の方との連携をとり、患者様に対してより良いサービスを行いたい。

8 スポーツセラピスト科

(1) 現状報告 (松川)

ア 学生アンケートについて

スポーツセラピスト科は今回が最後の教育課程編成委員会となる。

これまで、委員の方々の助言を頂きながらカリキュラムを編成してきており、今年度はその集大成として取り組んでいる。本校では、全学生に対して学生アンケートを実施した。資料の25ページ、下表の棒グラフの左がスポーツセラピスト科の学生、右が全学生の集計結果となる。おおむねどの項目に対してもスポーツセラピスト科の満足度が高い。これは、先生方のアドバイスをもとにカリキュラムを編成してきた結果ではないかと思う。

しかし、これは前期のみの結果であるので、後期に向けて資格取得と就職に対してより一層真摯に取り組んでいきたい。

イ 卒業後の進路について

7名のうち、2名が本校の理学療法科、スポーツ鍼灸科に進学予定で、1名は体調不良のため自宅療養の予定である。残り4名の就職組のうち、1名は内定が決まり、残り3名も見込みがついている。最後に資格をしっかりと取得させて有終の美を飾りたい。

(2) 委員意見

ア 下村委員

スポーツセラピスト科の集大成として、有終の美を飾ってほしい。

7人という人数は把握しやすいと思うので、最後の最後まで学生のフォローをお願いする。

(藤村) スポーツセラピスト科のカリキュラムを今後、どのように他の学科に活かしていけるか。

(松川) スポーツセラピスト科では、健康運動実践指導者の資格の養成をしていたが、今年度から理学療法科でも資格取得ができるようにカリキュラムに組み込んでいる。